

萩市屋外広告物等に関する条例第8条第5項の規定により指定する地域の指定

平成20年8月15日

告示第62号

萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年萩市条例第5号）第8条第5項の規定により、屋外広告物又は掲出物件が適用除外となる、市長が特に必要があると認める地域を次のとおり指定する。

屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域に関する告示（平成20年萩市告示第57号）6の（1）で指定した地域